

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）施行令 及び施行規則の制定に関する意見の募集について（案）

平成 15 年 6 月 日

経済産業省製造産業局自動車課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

昨年 7 月に成立いたしました自動車リサイクル法については、これまで産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会にて検討してきましたが、昨年 9 月から施行に向けた審議を本格的に開始し、自動車製造業者や関係業者に関する事項、情報システムの整備、施行期限に応じた政省令の制定等の検討を両審議会の合同で（座長：永田 勝也早稲田大学理工学部教授）行っているところであります。

自動車リサイクル法における政省令は、既に第一段階のものとして対象となる自動車の定義や指定回収物品の指定について制定しておりますが、今般、その他の政省令事項の大部分についても整備するため、その基本的な考え方について整理いたしました。当該考え方にに基づき、今夏中目途に最終的に政省令その他の関係規程を制定する予定です。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、以下の要領でパブリックコメントを募集いたしますので、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

< 意見募集要領 >

1. 意見募集対象

「自動車リサイクル法の施行に向けた政省令の整備の考え方について」（本体資料）
経済産業省ホームページのパブリックコメントコーナーにも掲載しております。

URL：<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>

自動車リサイクル法の概要等につきましても、参考として以下の URL から御参照下さい。

- ・自動車リサイクル法の概要等

URL：<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/index.html>

- ・特定再資源化等物品関係検討タスクフォース、許可基準等検討タスクフォース、第 3 回合同会議（5/22）等配布資料

URL：<http://www.meti.go.jp/report/committee/index.html>

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体等）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で、「経済産業省製造産業局自動車課」宛に送付してください。（電話での意見は受付できませんので御了承ください。）

電子メールの場合（テキスト形式でお願いします）

電子メールアドレス：a-recycle@meti.go.jp

件名を「自動車リサイクルに関する意見」としてください。

郵送の場合

〒100 - 8901

東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1 経済産業省製造産業局自動車課内

赤字で「自動車リサイクルに関する意見」と記入してください。

FAXの場合

FAX番号：03 - 3501 - 6691

「自動車リサイクルに関する意見」と記入してください。

【意見提出様式の例】

「自動車リサイクルに関する意見」

1. 氏名
2. 連絡先
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・FAX番号
 - ・電子メールアドレス
3. 職業（会社名、団体名、役職等）
4. 意見
 - ・該当個所
 - ・意見内容
 - ・理由

3 . 意見募集期限

平成15年7月14日(月)17:00まで(必着)

4 . お問い合わせ先

経済産業省製造産業局自動車課 担当:佐久間

TEL:03-3501-1690

5 . 御意見の取扱い等

皆様からいただいた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、すべて公表させていただく可能性があることを御承知おきください。

なお、いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予め御了承願います。

以上